

武蔵野音楽大学学術リポジトリに関するガイドライン

平成 26 年 7 月 11 日
武蔵野音楽大学図書館委員会制定

(目的)

1 このガイドラインは、武蔵野音楽大学(以下「本学」という。)における学術リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)の運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

2 このガイドラインにおけるリポジトリとは、本学の教育・研究活動において作成された学術研究成果及び本学が所蔵する学術情報(以下「学術コンテンツ」という。)を電子的形態で収集・蓄積・保存し、ネットワークを通じて学内外に無償で提供することにより、本学の教育・研究の発展に資するとともに社会貢献に寄与するためのシステムをいう。

(所管及び統括責任者)

3 リポジトリの所管は、本学図書館(以下「図書館」という。)とし、運用及び管理に関する統括責任者は、図書館長とする。

(委員会)

4 リポジトリの管理及び運用に関し必要な事項の審議・決定は、図書館委員会(以下「委員会」という。)が行う。

(事務局)

5 委員会の庶務、リポジトリの管理及び運営に関する事務は、図書館課にて行う。

(登録申請者)

6 リポジトリに学術コンテンツの登録を希望することができる者(以下「登録申請者」という。)は次に掲げる者とする。

- (1) 本学に在籍する役員、教員及び職員(非常勤を含む)
- (2) 本学大学院研究科に在籍する大学院生及び研究生
- (3) 本学に教員・職員として在籍したことがある者
- (4) 図書館長が趣旨に合致すると認めた者

(登録対象)

7 リポジトリの登録対象となる学術コンテンツは、次の各号の要件をすべて満たすものと

する。

- (1) 本学における学術的な研究の成果又は教育研究に関連した資料であること。
- (2) リポジトリで公開可能な電子的フォーマットで作成されていること。
- (3) 公表にあたり、学術コンテンツの内容が法令、本学諸規程、社会通念、情報セキュリティ上問題が生じないものであること。
- (4) インターネットの利用により、無償で発信、公表できること。

(登録範囲)

8 7(1) に該当する学術的な研究の成果又は教育研究に関連した資料とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学部、学科、研究科その他本学の諸機関が発行する紀要又は論文集に掲載された論文、研究ノートその他の著作物
- (2) 学術論文
- (3) 本学において博士の学位を授与された者が公表する当該学位の授与に係る論文及びその要旨
- (4) 研究報告書
- (5) 教育資料
- (6) 図書館が所蔵する貴重資料
- (7) 図書館長が適当と認めたもの

(登録申請)

9 登録申請者は、所定の手続きにより、自らが作成に関与した学術コンテンツの登録を、図書館課に申請することができる。

(登録手続き)

10 登録申請者が9の申請をするときは、学術コンテンツ、所定の登録申請書及び登録作業に必要なデータを、図書館課に提出するものとする。

(登録承認)

11 10により申請された学術コンテンツの登録にあたっては、委員会の審議を経て図書館長の承認を得るものとする。

(学術コンテンツの保存)

12 図書館は、以下の方法により、リポジトリに登録された学術コンテンツを保存する。

- (1) 当該学術コンテンツを複製し、リポジトリを構築するサーバーに格納する。
- (2) インターネットを通じて前号の複製物を無償で公開(送信)する。

(3) 保存及び利用可能性の維持のための複製・媒体変換を行う。

(学術コンテンツの利用)

13 リポジトリに登録された学術コンテンツを利用しようとする者は、その利用に際して、著作権法等の定める条件を遵守するものとする。

(許諾)

14 登録・公開する学術コンテンツについて図書館は、登録申請者から、以下の利用方法に関し書面等による許諾を受けるものとする。

- (1) 学術コンテンツ本体の画面での閲覧
- (2) 学術コンテンツ本体のプリントアウト
- (3) 学術コンテンツ本体のダウンロード及び保存
- (4) 学術コンテンツの参照及び引用

(遵守事項)

15 図書館は、リポジトリに登録された学術コンテンツの利用について、以下のことを遵守する。

- (1) 12 に掲げた利用方法以外による利用は行わない。
- (2) インターネットを通じて学術コンテンツを利用する者に対し、著作権法で定める権利制限の範囲内で利用を行うよう周知する。

(学術コンテンツの著作権と利用許諾)

16 学術コンテンツの著作権が登録申請者のみに帰属している場合は、登録申請者は図書館に対し、12 に掲げた利用を無償で許諾する。

17 学術コンテンツの著作権が登録申請者を含め複数の者に帰属している場合には、登録申請者は図書館に対し、12 に掲げた利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得ていることを証明する書面を提出しなければならない。

18 学術コンテンツの著作権が登録申請者以外に帰属している場合は、登録申請者は図書館に対し、12 に掲げた利用を無償で許諾することについて、著作権者から同意を得ていることを証明する書面を提出しなければならない。なお、著作権者が予め許諾の方針を示している場合にはこれを要しない。

19 学術コンテンツの公表が登録申請者以外の者の肖像権又は個人情報に関する権利に抵触する場合には、登録申請者は当該肖像権又は当該個人情報に関する権利が帰属する者か

ら、公表についての同意を予め得ておかなければならない。

20 学術コンテンツがリポジトリに登録された後も、著作権は図書館に移転されることなく、著作権者の下に留保される。

(登録の解除)

21 次のいずれかに該当する場合は、リポジトリに登録された学術コンテンツの公開を解除することができる。

(1) 登録申請者又は著作権者が、理由を付して公開の解除申請を行った場合

(2) 盗用若しくは剽窃による成果であること、又は著作権を侵害するものであることが判明した場合

(3) その他、登録によって支障が生じると認められる場合

(解除の通知)

22 21の(2)又は(3)により学術コンテンツの公開を解除した場合、委員会は当該学術コンテンツの作成者に解除した旨とその理由とを遅滞なく通知する。

(公表に係る責任)

23 リポジトリに公表された学術コンテンツを利用することによって発生した著作権者又は利用者の損害及び不利益についての責任は、登録申請者が負うものとする。

(その他)

24 このガイドラインに定めるもののほか、リポジトリの運営に関し必要な事項及び博士論文の取り扱いについては、別に定める。

(改廃)

25 このガイドラインの改廃は、委員会の議を経て学長がこれを定める。

附則

このガイドラインは、平成26年7月11日から施行する。